

城山風致地区保全方針

平成29年2月2日

1 風致地区の特性及び課題

本地区は古くから山城が築かれ、犬飼氏の居城があった場所である。江戸時代後期に開園した城山公園を含む市街地近郊の貴重な丘陵地一帯を区域とし、人々に潤いと安らぎを与える場となっている。市街地を望む南側斜面には緑豊かな住居地が形成されている。

第1種風致地区内の城山公園は歴史が古く、天保14年(1843年)に松本藩主戸田光庸が、弓の練習場などがあった城山に数千本の桜や楓を植栽し、庶民に開放したことが始まりとされ、日本の公園の先駆けとなった。明治8年(1875年)には、当時の筑摩県によって公園に指定され、松本で最初の公園となった。園内には桜の他に赤松、サツキやツツジなどが植えられ、季節の変化を感じる美しい公園である。地区内には国の登録有形文化財の城山配水地旧配水池や放光寺等の歴史的建造物が点在している。丘陵中腹にある放光寺は平安時代初期の創始と伝えられ、寺の名前が地名の由来となっている古刹である。境内には四季折々の花が咲き誇り、梅、桜、花桃、山吹、ぼたん、花菖蒲、紫陽花、萩等が訪れる人の目を楽しませている。これら美しい丘陵地一帯は古くから市民に親しまれ、自然景観と調和した趣ある風致を形成している。今後も、この美しい自然景観を保全し継承していく必要がある。

また、良好な自然景観を構成する城山の丘陵地は、展望地としても市民に親しまれており、丘陵地一帯からの美しい眺望景観は昭和15年の松本都市計画風致地区指定理由書に「東南、白壁の松本市街は脚下にあり、美ヶ原はじめ筑摩アルプス連峰は陽に映え(中略)日本アルプスは千古の白雪を戴き、眺望の雄大壮麗は「山の信州」の粹を集めたり。」と記されている。現在も眺望景観が維持されていることから、丘陵上部の展望地、市街地を見通せる道路においては、眺望に配慮した樹木の管理が必要となる。

第2種風致地区は風致地区指定当時、大半が桑畑や果樹園などの農地であった。現在では過半が住居地となっているものの、周辺の市街地と比べ緑豊かな住居地を形成している。

しかし、新規の宅地造成地では、樹木が未成熟、または少ない状況にあるため、既存の緑豊かな住居地景観と調和を図る必要がある。

2 保全目標

種別	目標
共通	美しい眺望景観と優れた展望地に相応しい環境の形成
第1種	人々に安らぎと潤いを与える自然景観の醸成
第2種	丘陵緑地と調和した、緑豊かな住居地景観の形成

3 規制に関する方針

行為の許可等にあたっては、条例に規定した許可基準に基づくとともに、風致を維持するため以下の方針に沿った運用を図る。

種 別	方 針
共 通	(1) 丘陵地一帯の自然景観を損なうおそれのある行為を制限する。 (2) 丘陵上部や、市街地を見通せる道路周辺等の展望地においては、展望地からの眺望景観と不調和な行為を制限する。 (3) 「松本市景観計画」等の関係計画と不整合な行為を制限する。
第2種	(1) 丘陵緑地を形成する緑豊かな住居地景観と不調和な大規模な工作物の設置等の行為を制限する。

4 風致を維持・創出するための施策の方針

種 別	方 針
共 通	市民との協働による眺望景観に配慮した適正な樹木管理を推進する。
第1種	丘陵緑地一体における自然景観に配慮した樹木の管理を継続する。
第2種	緑豊かな住居地景観の形成に向けた適正な樹木の管理、緑化意識の啓発及び緑化支援を推進する。

城山風致地区

